

帰還困難区域（双葉町）において施設経営をしていた申立人の平成29年3月分から平成31年2月分までの営業損害（逸失利益）について、その算定において差し引く減価償却費を、税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数を用いた上で、原発事故の影響割合を平成29年3月分から平成30年2月分までは3割、同年3月分から平成31年2月分までは1割とした金額（これは東京電力が平成27年6月17日付けプレスリリースに基づき算定した自認額を上回る金額である。）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人 X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	期間	金額
営業損害	平成29年3月1日～平成30年2月28日	3,556,395円
	平成30年3月1日～平成31年2月28日	1,185,465円
上記損害項目（営業損害）に係る弁護士費用（3%）		142,256円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の各損害項目及び各損害期間についての和解金として、合計金488万4116円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人

が署名（記名）押印の上、各自 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、
本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
令和 2 年 7 月 7 日

（仲介委員 鋤竹 昌利）